

「平成24年度第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成25年2月6日（水） 15:00～15:30

II 場 所 熊本市役所花畑町別館1階中会議室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「（仮称）春日ショッピングセンター」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から、届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項、市意見案と考え方について説明した後、協議を行った。

1 「（仮称）春日ショッピングセンター」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。

- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 敷地西側から徒歩による来店も予見されることから、敷地南側出入口並びに市道における歩行者の安全確保に努めるとともに、西廻りバイパス側への出入口設置についても検討すること。
- (3) 混雑時には交通整理員を配置するなど、出入口付近の交通安全に係る指導を行うとともに、敷地周辺の交通安全対策にも配慮すること。
- (4) 敷地境界線上 a、b、c、d 地点において、排気口や来客車両走行音に係る夜間の騒音レベル最大値の予測結果が騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、必要に応じて基準以下になるよう適切な騒音対策を講じるとともに、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
- (5) 施工にあたっては、景観や維持管理面などから、樹種・高さや植栽方法などを具

体的に検討すること。

- (6) 敷地内の照明については、夜間における歩行者等の安全や防犯面に万全を期すとともに、周辺住居等に光害が発生しないよう照明等の向きや照度についても配慮すること。
- (7) 仮称としている店舗名称並びに未定となっている小売業者については、開店後速やかに大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出を行うこと。
- (8) 「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

- 留意事項(5)に関して、高木の植栽については望ましいことであるが、密植とならないよう、また落葉樹を植栽する場合には、その後の管理面においても配慮願いたい。また、緑地帯及び駐車場グラスパーキングにより敷地面積の23%の緑地を確保するとあるが、グラスパーキングは緑化面積に含まれるのか。緑地帯とグラスパーキングは別物であるという認識をもっておかれたい。(内野委員：熊本大学名誉教授)
- グラスパーキングも緑化面積に含めている。緑化面積の確保に関しては施工業者との緑化協議において緑化目標値を達成するようお願いしているところであるが、経費が発生することでもあり、また規制するような法令・例規もないため、努力目標としてお願いしているところである。また、樹種に関しては落葉樹、常緑樹等を混植し、景観を高めるような植栽をしていただければと考えている。(吉本委員：緑保全課長)
- 周辺は現在でも交通量の多いところである。敷地北西部にも西廻りバイパス側への出入口の設置を検討するなど、交通障害が発生しないよう配慮されたい。(荒井委員：熊本学園大学教授)

[総 括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として委員の指摘内容を踏まえ、設置者へ通知する。

2 次回開催予定について

[開催予定時期] 平成25年3月下旬

[協議事項] 「(仮称)NTTAP南熊本複合店舗」に対する意見について